

統 審 議 第 1 1 号

平成13年12月14日

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第278号の答申
科学技術研究調査の改正について

総務省は、科学技術研究調査（指定統計第61号を作成するための調査）について、近年の非製造業における研究開発活動の進展や、企業の研究活動の国際化等、科学技術分野の研究活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、科学技術分野における研究活動の実態をよりの確に把握するとともに、国際比較性の向上等を図るため、平成14年調査から、調査対象産業の拡大、標本設計の変更、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査対象の見直し

ア 調査対象区分の変更

調査対象区分については、現行の「会社等」、「研究機関」及び「大学等」の3区分を、フラスカチ・マニュアル（OECDにより作成されている科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアル）に準拠した「企業等」、「非営利団体」、「公的機関」及び「大学等」の4区分に変更する計画である。

これについては、国際的な基準に準拠し、国際比較性の向上が図られるものであることから適当と認められる。

なお、変更された調査対象区分の定義について、利用者に誤解が生じないよう結果報告書等において明確に説明することが必要である。

イ 調査対象産業の拡大

調査対象産業については、近年の非製造業における研究開発活動の進展等を踏まえ、日本標準産業分類に掲げる「大分類 I－卸売・小売業，飲食店」のうち中分類48－各種商品卸売業、同49－繊維・衣服等卸売業、同50－飲食料品卸売業、同51－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、同52－機械器具卸売業、同53－その他の卸売業、「大分類 J－金融・保険業」のうち中分類62－銀行・信託業、同66－貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）、同67－補助的金融業、金融附帯業、同68－証券業、商品先物取引業、同69－保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）、「大分類 L－サービス業」のうち小分類822 情報処理・提供サービス業、中分類84－専門サービス業（他に分類されないもの）、同86－その他の事業サービス業、同92－学術研究機関を調査対象産業に追加する計画である。

これについては、非製造業を含めた科学技術研究分野における研究活動の実態がよりの確に把握され、また、OECD加盟国においても非製造業を含めて研究開発に関する統計を作成している国が多く、国際比較性の向上が図られることから適当と認められる。

(2) 標本設計等の変更

標本設計等については、企業等を調査対象とする甲調査について、調査対象産業の拡大に対応するため、全体の標本数を従来と同程度としつつ、従来しつ皆で調査していた「前年調査で研究を実施していたとする会社」についても抽出調査とし、調査対象産業の追加により拡大した母集団から抽出する標本数を拡充する計画である。また、母集団情報の更新について、事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）の簡易調査の活用が可能となったことから、従来の5年周期から2～3年周期で行う計画である。

これについては、報告者負担を考慮し、全体の標本数を従来と同程度としつつ、拡大した母集団から抽出する標本数を増大させ、標本配分の最適化を図るものであること、また、より新しい母集団情報を用いて標本抽出が行われるようになることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、本調査結果について、より精度が高く安定的な調査結果を得る観点から、研究実績のある企業についてできるだけ継続的に調査をすることが必要であり、「前年調査で研究を実施していたとする会社」のうち資本金1億円以上の企業については、従来どおりしつ皆で調査し、資本金1億円未満の企業については抽出調査とすることが適当である。

(3) 研究関係従業者の把握方法

研究関係従業者の把握方法については、今回の改正計画では、研究関係従業者数とそ

の件費をできるだけ対応させる観点から、出向者について、主たる給与を支給している企業等において把握する計画である。

しかしながら、出向者については、出向者のマネジメント等を行っている出向先で把握した方が、研究者のフルタイム換算等研究活動の実態をよりの確にとらえられること、研究費全体の中では人件費よりもそれ以外の研究費のウェイトが高く、出向先でとらえた方が、研究者一人当たりの研究費をよりの確に把握することができること等から、出向者が実際に研究活動に従事している出向先において把握することが適当である。

(4) 調査事項

ア 国際技術交流に関する事項

国際技術交流に関する事項については、甲調査において、技術輸出金額及び技術輸入金額のうち親子関係にある企業間の金額を新たに調査するとともに、技術輸出及び技術輸入に係る国別件数及び新規・継続別の金額把握を廃止する計画である。

これについては、報告者負担の軽減を図りつつ、科学技術分野における技術貿易の実態をよりの確に把握するものであり、適当と認められる。

イ 研究関係従業者に関する事項

研究関係従業者に関する事項については、研究者の研究に従事している実働時間の換算値（フルタイム換算）を把握するため「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を新たに調査するほか、「研究者のうち博士号取得者数」、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」を新たに調査する計画である。また、報告者負担軽減の観点から、「研究本務者専門別内訳」の「うち女性」の項目を削除する計画である。

このうち、フルタイム換算のための調査事項及び博士号取得者数については、研究活動の実態を的確に把握する観点及び国際比較性の向上を図る観点から、また、採用・転入研究者数及び転出研究者数については、研究者の流動化の状況を的確に把握する観点から、適当と認められる。

しかしながら、「研究本務者専門別内訳」における「うち女性」の項目の削除については、OECD加盟国の多くで研究者の専門分野別の男女別内訳を把握していることや、女性の社会進出を示すデータとして国際比較性の向上に資する観点から、継続して調査を実施することが適当である。

また、今回の改正計画において従来どおりとなっている「研究者の専門別内訳」については、現在の科学技術分野の研究活動の実態を必ずしも的確に反映している区分となっていないと認められることから、研究関係従業者数が少ない区分を統合する等、当該区分を再整理することが適当である。

ウ 研究費に関する事項

研究費に関する事項については、「特定目的別研究費」の分野について、科学技術

基本計画に準拠した分野に変更する計画である。

活動の実態をよりの確に把握するものであることから、適当と認められる。

しかしながら、「社内で使用した研究費」のうち「その他の経費」に含まれているリース料については、「統計行政の新中・長期構想」においても有形固定資産項目の充実を図るため、リース・レンタルの状況の把握が重要とされていること等から、リース料を「その他の経費」と別の内訳区分とすることが適当である。

(5) 調査期日

今回の改正計画では、特に、「大学等」について文部科学省の学校基本調査（指定統計第13号を作成するための調査）と把握時点を合わせて報告者負担の軽減を図ることを考慮し、甲調査、乙調査及び丙調査のいずれについても、調査期日を4月1日から5月1日に変更するとともに、研究者数の把握時点もこれに合わせて5月1日とすることとしている。

しかしながら、本調査は毎年実施する調査であり、研究者数と研究費を同一年度で把握して、両者の対応をとるようすべきであり、また、3月31日現在で研究者数を調査することについて調査対象において特段の問題もないと考えられることから、本調査の調査期日を3月31日とし、研究者数の把握時点を3月31日とすることが適当である。

(6) 集計様式及び結果の公表

集計様式については、調査事項等の変更に応じた集計区分の改正を行う計画である。

これについては、研究活動の実態が適時、的確に明らかになるものであり、また、今回の改正により生じる時系列データの断層について、結果報告書において利用者に誤解が生じないように説明を加えることとしていること等から、おおむね適当と認められる。

しかしながら、研究関係従業者数、内部使用研究費等の主な数値については、時系列比較が可能となるよう、従来の区分でも集計することが適当である。

また、「大学等」については、平成4年のフルタイム換算値を得るための調査結果を用いることが可能である等の理由から、今回の改正計画では、フルタイム換算値を得るための調査項目を追加していない。しかしながら、結果利用上、すべての調査対象区分について、フルタイム換算値が結果報告書に掲載されることが望ましいことから、OECDに報告している「大学等」についてのフルタイム換算値を、参考数値として結果報告書に掲載することが適当である。

2 今後の検討課題

(1) 標本設計の改良

甲調査における標本設計については、今後の調査により、新たに調査対象産業となっ

た業種も含めて各産業における研究実績のある企業の割合等の情報が得られることから、これらの情報を活用して、より精度の高い調査結果が得られるよう標本設計の改良について検討する必要がある。

なお、標本設計の改良に当たっては、企業規模についての層化基準として資本金だけでなく従業者数も利用すること、事業所・企業統計調査により得られる親会社及び子会社の有無に関する情報を活用すること等も含めて検討する必要がある。

(2) 「研究者の専門別内訳」の区分等の見直し

「研究者の専門別内訳」の区分については、現時点では、現行の区分の基礎となっている文部科学省の「学科系統分類表」の他には、広く利用されている適当な区分が見当たらないことから、今回は、研究者数の少ない区分を統合する等、必要最小限の修正にとどめることにしたものであるが、今後、OECDにおける検討の動向等を踏まえ、現在の研究活動の実態に即したものとなるよう全体的な見直しを行う必要がある。

(3) より新しいフルタイム換算値の算出

OECDに報告している「大学等」におけるフルタイム換算値については、平成4年に実施した「フルタイム換算に関する研究調査」の調査結果に基づく係数により算出された値が用いられているが、調査実施後10年近くが経過していることから、今後、「大学等」におけるより新しいフルタイム換算値を得ることについて検討する必要がある。

(4) インターネット等を活用した調査の導入

本調査の調査対象の多くは、科学技術分野における研究活動を実施している企業、研究機関等であり、これらの調査対象においては、情報化が進んでいると考えられることから、今後、報告者負担の軽減とともに調査の効率化を図る観点から、本調査について、インターネット等を活用した調査の導入について検討する必要がある。